

JUNIOR ATHLETIC CLUB TOYOHASHI 会則

1名称

本クラブは「 JUNIOR ATHLETIC CLUB TOYOHASHI 」と称する。

2目的及び活動

(1)本クラブは地域における陸上競技の普及と振興を図り、青少年の健全育成を目的とする。

(2)ここでの「地域」とは、豊橋市全域とする。

(3)本クラブは目的達成の為、次の活動を行う。

- ①地域における陸上競技に関する啓発活動
- ②陸上競技技能向上の為の練習会
- ③基礎的な体力を高める方法や栄養などに関する講習会
- ④他地域との交流・親睦
- ⑤その他本クラブの目的達成に必要な活動

3組織

(1)本クラブは、基本として豊橋市内の小中学生で構成する。

又、役員並びに指導者は本地域に関係するメンバーで構成する。

(2)本クラブの趣旨に賛同する者はいつでも入会できる。他地区の者でも、参加が適当であると認められる場合は、入会をすることができる。

4役員

(1)本クラブは、次の役員を置く。

①代表 ②副代表 ③書記 ④会計 ⑤学年代表 ⑥指導者 ⑦その他

(2)代表・副代表は参加児童生徒の保護者から、役員会で推挙する。

(3)代表は、本クラブを代表する。

(4)副代表は、代表を補佐し各団体などとの折衝・連絡・調整にあたる。

(5)書記は、代表が委嘱し会務等を担当する。

(6)会計は、代表が委嘱し財務を担当する。

(7)学年代表・指導者は役員会が推挙し、代表が委嘱する。

(8)その他必要に応じて役員を置くことができ、代表者が委嘱してその職務に就くことができる。

(9)会計監査は役員会で本会の財務を監査する。

(10)役員の任務は1年とする。ただし再任は妨げない。

5会議

(1)役員会は必要に応じて代表が招集し、本クラブの事業計画・決算について審議する。

(2)総会は1年1回開催し、本クラブの事業計画・決算について決定する。

役員会が必要と認めた場合、臨時の総会を開催することができる。

6会計

(1)本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(2)本クラブの経費は次に掲げるものとする。

①保険代金 ②事務費 ③備品消耗品費 ④コーチ指導費 ⑤遠征等補助費 ⑥その他

【付則】

(1)本クラブの会則は役員会で審議し、総会で同意を得て変更することができる。

(2)本クラブの運営に必要な細則は別に定める。

(3)本会則は2016年11月1日から施行する。

JUNIOR ATHLETIC CLUB TOYOHASHI 細則

JUNIOR ATHLETIC CLUB TOYOHASHI会則・【付則】(2)の規定に基づき、運営細則を次のように定める。

1 事務所

本クラブの事務所は原則として代表宅に置く。

2 会議

- (1)役員会のメンバーは会則で定めた役員のほか、内容により担当者の出席を要請することができる。
- (2)必要に応じて全体会、特別会を設けることができる。

3 入会・退会・脱会

- (1)本クラブの入会は、原則として所定用紙により年度初めに登録をする。
ただし、年度途中の入会も認める。
- (2)退会・脱会する場合は速やかに事務局に届け出る。
- (3)登録内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に届け出る。
- (4)入会は、中学生および小学生とする。
- (5)会員の種別および活動内容は以下のとおりとする。
 - a 一般会員…主に技能向上を目的として、練習会や遠征に参加をすることができる。
 - b 登録会員…協会への登録のみを目的として、JACT所属で大会等に参加をすることができる

4 会計

- (1)一般会員の会費は、年会費として12,000円(半期6,000円)徴収することとする。
(スポーツ安全保険加入料800円を含む)
- (2)年度途中の入会時には、月額1,000円の計算で徴収するものとする。
- (3)入会時には、入会金として3,000円を徴収することとする。
- (4)登録会員の会費は、入会金3,000円のみ徴収することとする。
- (5)協会の登録に必要な費用は、別途徴収するものとする。

5 その他

クラブ員は原則としてスポーツ安全保険に加入しなければならない。
ただし、個人的に他の保険に加入しており当該保険がスポーツ安全保険に充分変わりうるものであれば、この限りではない。

【付則】

この細則は2016年11月1日から施行する。
平成31年4月より、4会計(1)会費について、一部改訂。
令和5年4月より、4会計(1)会費について、一部改訂。また(3)入会金について追記。
令和6年4月より、3入会・退会・脱会(5)、4会計(4)(5)を追記。